

社団法人日本外科学会代議員規則（定款施行細則第7号）

第1条 この法人（以下、本会と略記）の代議員については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 代議員は、本会の民法上の社員として、本会の目的を達成するため次の義務を履行しなければならない。

- 1) 本会の総会（以下、総会と略記）に出席すること。
 - 2) 本会の事業を推進すること。
 - 3) 本会の適正な運営を図ること。
 - 4) 総会が代議員の義務として定めた事項を履行すること。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示しなければならない。この場合、意思を表示する書面は、遅くとも7日前までに本会の事務所に到着するよう、書留郵便によって提出しなければならない。
- 3 前項の規定によって書面をもって意思を表示した代議員が、書面を提出した後に出席できない理由の消滅したときは、その者が総会に出席することを妨げない。
- 4 あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示せず、かつ、理事長の通知した開催時刻を過ぎて30分後までに総会の会場に入場しなかった代議員は、総会に出席しなかったとみなす。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できなかったと理事会が認めたときは、本項を適用し

ない。

5 代議員は、前項の規定によって総会に出席しなかったとみなされた後においても、総会の会場に入場することができる。

6 前項の規定によって総会の会場に入場した代議員は、入場した後の総会の議事について、本会の民法上の社員としての権利を行使することを妨げず、かつ、義務を履行することを妨げない。

第3条 代議員は、次の各号の一に該当するときは、その任期満了後の2年間は代議員として選任されることができない。

- 1) 前条第1項第2号から第4号までの規定に違反したとき。
- 2) 前条第4項によって、引き続いて2回、総会に出席しなかったとみなされたとき。

第4条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。

第5条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

附 則

- 1 この規則は、本会の定款について文部大臣の変更認可のあった日から施行する。（平成12年5月25日施行）
- 2 この規則は、平成13年4月10日から改正する。
- 3 この規則は、文部科学大臣の変更認可のあった日から改正する。（平成19年4月9日変更認可）（社団法人日本外科学会代議員規則として）